

宗像市立自由ヶ丘中学校父母教師会細則

(委員会)

第1条 委員会は次のとおりとする。

- (1) 成人教育委員会、生活環境委員会、広報委員会は、おのおの各学級より選出された委員1名及び教職員若干名をもって構成する。
- (2) 地区委員会は各地区ごとに選出された委員及び教職員若干名をもって構成する。
- (3) 選考委員会は各学級より選出された委員1名、学校長または教頭及び教職員代表1名をもって構成する。
- (4) 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- (5) 委員の任期は、1年とする。但し、再任を妨げない。

(改正)

第2条 この細則の改正には、運営委員会における出席者の3分の2以上の同意を必要とする。改正の結果は、次の総会で報告しなければならない。

(附 則)

この細則は、昭和57年7月17日より実施する。

一部改正 平成15年4月22日

一部改正 平成16年4月24日

一部改正 平成17年3月14日